

令和 4 年 3 月 28 日
川西町長 小澤 晃広

川西町まち・ひと・しごと総合戦略の延伸について

現在の川西町まち・ひと・しごと総合戦略（以下、「現総合戦略」という。）の期間は、平成 28 年度から令和 3 年度までの期間となっているが、以下の理由から計画期間を 1 年間延伸し、第 2 次川西町まち・ひと・しごと総合戦略（以下、「第 2 次総合戦略」という。）は令和 5 年度を初年度とする 4 年間の計画として策定することとする。

1 川西町まち・ひと・しごと総合戦略の延伸についての方針

(1) 延伸理由：総合計画との一体化

- ・川西町第 3 次総合計画における後期基本計画（以下、「後期基本計画」という。）は、令和 5 年度を始期として策定されることとなっている。総合計画と総合戦略は、方向性を共有しながら車の両輪として一体となり、まちづくりを進めていくものである。そのため、両計画の策定作業、進行管理作業、業務評価作業においては、庁内外で重複した作業を要している。これらの事務作業の重複を避けるため、後期基本計画においては、総合戦略の内容を内包して策定することで、両計画の一体的な推進と管理を行うこととする。
- ・後期基本計画を策定した際には、当該計画の中から地方創生に資する事業を抽出し、地方創生の観点から体系化したものを総合戦略として位置づける（後期基本計画の一部が第 2 次総合戦略となる）。

(2) 取組みの検証・総括の方法及び数値目標・KPI の扱い

①各年度の取組みの検証

各年度の取組み内容の検証については、引き続き実施する。

②現総合戦略の総括について

令和 4 年度が終了した時点で、令和 4 年度の取組みの検証と合わせて 7 年間の総括を実施し、効果を検証する。

③延伸する 1 年間の数値目標・KPI の設定について

現総合戦略の目標値を据置き、目標年次を 1 年延伸する。

(3) 外部有識者の参画

現総合戦略の効果検証や第2次総合戦略の策定に際しては、妥当性・客観性を担保するため「川西町まち・ひと・しごと創生会議」から意見を伺うものとする。

2 今後のスケジュール



【備考】

- ・まち・ひと・しごと創生法により、まち・ひと・しごと創生総合戦略（総合戦略）の策定が努力義務として位置づけ。努力義務とはいえ、国の地方創生に関する支援を受けるためには、当該事業が地方創生総合戦略に位置づけられている必要がある。